

船舶事故調査報告書

平成28年1月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成27年8月2日 16時15分ごろ
発生場所	広島県広島市金輪島南東方沖 宇品灯台から真方位127°3,850m付近 (概位 北緯34°19.2′ 東経132°29.8′)
事故の概要	水上オートバイ水龍 ^{すいりゅう} 及び水上オートバイミルコは、それぞれ遊走中、両船が衝突した。 水龍は、乗船者2人が負傷し、左舷中央部に亀裂等を生じ、また、ミルコは、右舷中央部に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	平成27年8月13日、調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 水上オートバイ 水龍、0.2トン 270-47324広島、個人所有 B 水上オートバイ ミルコ、0.1トン 270-46793広島、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	A 軽傷 2人（船長A及び同乗者A） B なし
損傷	A 左舷中央部に亀裂、左舷船尾部に擦過傷 B 右舷中央部に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	船長Aは、漂泊していたとき、A船に接近するB船を認め、知り合いの船長Bが水を掛けようと接近して来るものと思い、水を掛けられるのを避けようと右旋回しながら動き始めたのち、すぐに停船した。 船長Bは、漂泊中のA船を認め、知り合いの船長Aに挨拶しようとA船に接近したところ、A船が右旋回しながら動き始めたので、A船を追走しようと思い、A船の至近で右旋回した。
分析	A船は、右旋回して停船した直後、B船がA船に衝突したものと考えられる。 B船は、船長Bが、右旋回しながら動き始めたA船を追走しようと思い、A船の至近を航行したものと考えられる。
原因	本事故は、A船及びB船がそれぞれ遊走中、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。

参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 他船を追走する場合、他船が急に停船しても、衝突を回避することができるよう、安全な距離を保って航行すること。
-----------	---